



仙台市リサイクルシンボルマーク「メビウスちゃん」  
●編集・発行 仙台市環境局家庭ごみ減量課  
●電話 214-8226

# あなたとわたしの声をつなぐクリーン仙台推進員のコミュニケーション情報誌

こんにちは推進員さん	1P
研修レポート・[注意] モバイルバッテリーなどの廃棄	2P
仙台市環境局からのお知らせ	3P
スプレー缶等の排出ルールを変更します 他	4P

蒲町町内会では、かつては田園風景が広がるのどかな地域でしたが、宅地開発が進んだことで住民も増え、今では1千世帯を超える大きな町内会です。

蒲町町内会では10名の推進員が活動されています。

主な活動内容は、強風時に、集積所が破損していないか、ごみが散乱していないかなど集積所の見回りを実施しており、集積所ごとの情報を集約し、それぞれの状況に合わせた形状の集積所に改修を行っております。例えば、ごみの散乱が目立つ集積所に構築物を設置したり、ハンサムネットを設置するなど工夫して、より良い街づくりを努めておられます。

また、より良い街づくりの一環として、「きれいな街に！新一年生」と題して小学一年生の歓迎会を町内会として開催し、その中でごみ分別講座を行っています。小学一年生でもわかるように、排出の際のペットボトルのラベルはがしやキャップ外しにテーマを絞



こんにちは推進員さん  
【若林区】蒲町町内会

り、「子供たちが大人になったとき」を考え、まずはごみ分別に興味を持ってもらうことを目標にしています。また、この活動を通して、一緒に参加している保護者の方に、ごみ分別の意識を持っていただく効果も期待しているとのことでした。

こうした活動を通して、町内会としてより良い街づくりを行ってきましたが、開発地域であるため、頻りに集積所を移転しなければならぬ状況や、大きい町内会のため集積所の増設が今後の課題の一つです。

蒲町町内会では、現状の問題点の改善と共に将来を見据えた街づくりをしていることが印象的な町内会でした。



## スプレー缶等の排出ルールを変更します

これまでスプレー缶やカセットボンベを排出する際は、中身を使い切って穴をあけていただくようお願いしていましたが、資源化施設において穴をあけなくても安全に破砕・リサイクルできる体制が整いましたので、令和2年3月より、穴あけ不要とする排出ルールに変更します。

排出する際は中身を空にすることが事故防止において非常に重要ですので、これまでどおり、中身の使い切り・出し切りを行っていただくようお願いします。

問：廃棄物企画課 電話 214-8230

## ご家庭でせん定した庭木の枝や幹の資源化にご協力ください

本市では平成30年度から、ご家庭でせん定した庭木の枝や幹を無料で収集し、チップ化しリサイクルする「せん定枝資源化モデル事業」を実施しており、令和元年度は約194tのせん定枝等を資源化することができました。

市民の皆様から継続の要望が多くあることを踏まえ、令和2年度から、5月から11月までの受付期間で資源化事業を本格実施いたします。また、自己搬入についても、5月から令和3年3月まで受入れいたします。

本事業をご利用いただくほか、周囲の方にお知らせしていただくなど、資源の有効活用に向けて積極的なご協力をお願いします。

### 1. 戸別収集の場合

(1) 出し方 ※数量制限なし

- ①枝の出し方
  - ・ひもで束ねる（長さ80センチ以内かつ直径30センチ以内）
  - ・枝に葉が付いていても構いません
- ②幹の出し方
  - ・高さ60センチ以内かつ直径50センチ以内に切断する
  - ・枝は払ってください。根はついていても構いません。



(2) 申込みから収集までの流れ

- ①「粗大ごみ受付センター」(022-716-5301)へ電話で申込み
  - ・受付時間：月曜日～金曜日の9時～17時まで（祝休日を含む）
  - ・受付番号、収集日、排出場所が案内されます
  - ・変更、取消は収集日の前日まで（収集日が月曜日の場合は、前の週の金曜日まで）
- ②収集日の8時30分までに指定された場所へ出す
  - ・受付番号を記入したメモ紙などを束、幹に貼り付ける
  - ・ごみの飛散防止のため、当日朝の排出にご協力をお願いします

### 2. 自己搬入の場合

(1) 出し方 ※数量制限なし

- ・長さや大きさの制限はなく、枝は束ねなくても構いません

(2) 申込みから収集までの流れ

- ①お住まいの区の環境事業所へ電話で申込み（※搬入希望日の2日前まで）
  - ・受付時間：月曜日～金曜日の8時30分～17時まで（祝休日を除く）
  - ・受付番号、搬入場所が案内されます
  - 搬入場所：木くず処理施設「(株)宮城公害処理」(若林区三本塚字荒谷85)
  - ・変更、取消は搬入日の前日まで（搬入日が月曜日の場合は、前の週の金曜日まで）
- ②自己搬入する（受付番号と名前の確認あり）



※業者がせん定を行った場合は、本事業の対象外となります。

※枝についてはこれまでどおり家庭ごみとして集積所に出すこともできます（1回1束まで指定袋不要）。



研修レポート  
クリーン仙台推進員学習会  
を開催しました

地域の方々にごみの出し方ルールを守ってもらうために、ポスターを掲示することは有効な手段です。

「気づいてもらえる」「伝わる」効果的なポスターの作り方をテーマにした学習会を2月14、21、26日の3日間開催しました。

講師に、東北工業大学や東北電子専門学校非常勤講師であり、仙台市の起業家向け相談員も務められている、有限責任事業組合メディア・ストラータ代表渡邊武海先生をお招きしました。

研修ではまず、  
・町内会の課題を整理する  
・誰に、何を、どこで伝えるか整理する

・課題のキャッチフレーズ化  
・文字の大きさや色等伝え方の工夫  
・発信者などポスターに盛り込む内容の確認  
・全体のレイアウトの確認

今回参加いただいた皆さんには、町内会で問題になっていることや住民の皆さんにお知らせしたいことなどを事前に準備いただいております。



際の作成では、迷うことも少なく、一気に描き上げていました。普段から絵を描くことが好きな方や、地域の子供たちに予め絵を描いてもらい準備してきた方もいて、オリジナリティあふれるポスターを作成してありました。



仙台市環境局  
からのお知らせ

◆環境施設学習会「ワケルくんバス」を「利用ください」

町内会の皆さまで、バスに乗って環境施設を見学し、ごみの減量やリサイクルなど、環境について考えてみませんか。

■対象：町内会、社会学級、子供会などの20名以上40名以内の団体  
■運行日：月曜日～金曜日(祝休日、年末年始を除く)

■時間：10時～15時(希望する時間)  
■見学場所：ごみ焼却工場、資源化センター、リサイクルプラザ ほか  
■利用料：無料 風食が必要な場合は各自持参

■見学先 運行日程、時間など、詳しくはお問い合わせください。  
問：家庭ごみ減量課214-8229  
(利用日の6か月前から電話で受付)



◆仙台市地球温暖化対策の推進に関する条例を施行します

仙台市では、地球温暖化対策に率先して取り組むため、昨年、地球温暖化対策等の推進に関する条例を制定し、令和2年4月1日から施行します。ご家庭での省エネなど、少しの工夫で無理なく続けられるよう、身近にできることから取組をお願いします。

冷暖房の適正な利用

冷房時には28℃、暖房時には20℃を目安に室温を管理し、服装など工夫をしながら無理のない範囲で快適に過ごしましょう。

省エネの推進

電球をLED照明に交換することなどで、電気使用量を減らし、あわせて温室効果ガスも減らすことができます。また、使わない電気はこまめに消しましょう。

◆家庭から出るごみを減らしてみませんか  
生ごみ処理機等の購入に補助金が出ます。購入前に申請が必要です。



◆緑のカーテンを育てて夏を涼しく過ごしてみませんか

町内会等の団体や施設などで緑のカーテン設置に取り組んでみたい方には、はがきまたはFAXに、団体(施設)名、送付先、電話番号、次の①②の希望数を記入し、お申込みください。(なくなり次第終了します)

- ①ゴーヤ(1袋5粒入り)
  - ②西洋朝顔(1袋10粒入り)
- 問：環境共生課214-0007  
FAX214-0580

■補助金の内容

- 【たい肥化容器(屋外型・屋内型)】  
○補助額：1基につき2千円(1世帯2基まで)
- 補助基数：250基(先着)
- 【家庭用電気式生ごみ処理機】  
○補助額：購入金額(税込み)の5分の3(上限3万円) (1世帯1台)
- 補助基数：250台(先着)
- 申請受付期間：令和2年4月1日～令和3年1月20日
- 申込方法：市役所本庁舎市民のへや、各区役所総合案内、市民センターなどで配布する申請書を郵送  
問・申：家庭ごみ減量課  
214-8229

環境事業所の電話番号

青葉環境事業所	277-5300
宮城野環境事業所	236-5300
若林環境事業所	289-2051
太白環境事業所	248-5300
泉環境事業所	773-5300

【注意】モバイルバッテリーなどのリチウムイオン電池による火災が発生する恐れがあります！！

電子機器の充電に使用するモバイルバッテリーやデジタルカメラ、ノートパソコンなどに使われているリチウムイオン電池などの小型充電式電池は、ごみ収集時に圧迫されると、破裂し発火する恐れがあります。これらモバイルバッテリーが原因となる火災が全国の清掃工場が発生しており、施設や車両の損傷だけでなく、人命にかかわる事故につながる危険性があります。

こうした事故を防ぐため、モバイルバッテリーや小型充電式電池は、ごみ袋や缶・びん・ペットボトルの回収容器に入れずに、回収・リサイクル協力店へお持ちください。

- モバイルバッテリーは、回収・リサイクル協力店へ
- スマートフォンは電池を外さず、携帯電話販売店、または小型家電回収ボックスへ
- デジタルカメラ、パソコン等で電池が外れるものは、電池は回収・リサイクル協力店、本体は小型家電回収ボックスへ
- 電子タバコ、電動歯ブラシ等電池が外れないものは、そのまま小型家電回収ボックスへ
- コードレス掃除機、自走式掃除機等の1辺が30cm以上のもので電池が外れるものは、電池は回収・リサイクル協力店、本体は粗大ごみへ

◎持ち込み時の注意

- 電池は、家電量販店などの回収・リサイクル協力店、または各環境事業所・家庭ごみ減量課へ火災防止のため、電極にビニールテープを貼るなど絶縁の上、お持ちください。  
※ 回収・リサイクル協力店に持ち込める電池は一般社団法人JBRCの会員企業が製造・販売する電池のみです。それ以外の電池は各環境事業所、家庭ごみ減量課へご相談願います。
- 電池を抜いた小型家電は、区役所や各環境事業所、一部小売店舗等に設置している小型家電回収ボックス(15cm×30cmの投入口に入るもの)へ入れてください。小型充電式電池が外れない製品は電池が付いたまま回収ボックスに入れてください。  
※不明な点は各環境事業所、家庭ごみ減量課へお問い合わせ願います。

◎リサイクル協力店のお問い合わせ／一般社団法人JBRC 電話：03-6403-5673

URL：https://www.jbrc.com/